

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見1	<p>○直営と委託の経済性比較について（P15） 平成27年から28年にかけての東部地域道路施設維持作業の直営から委託への切替は、職員の人員不足へ備えたものであると伺っている。そして、「道路施設維持作業委託の評価（まとめ）について」で実施している費用分析は、作業内容毎に単価を設定し、契約金額以上の作業を行っているか、という内容であり、分析のために使用する単価はそもそも外部委託を前提とするものである。 東部地区道路施設維持作業の外部委託を行ったとしても、大きな障害が発生することなく事業運営が可能であるならば、現在直営の西部及び臨海部の道路施設維持作業についても、業務委託への切替の可否について、経済性分析を行って検討する必要があると考える。その場合、直営と委託で比較検討されるべきは、それぞれの作業実績と費用であり、緊急時・災害時対応等のその他要素も考慮した上で、それぞれのメリット及びデメリットを比較検討することが望ましい。</p>	<p>今後、年数を重ねることで、基礎データを取集しながら、作業実績や費用対効果及びその他の要素も踏まえながら検証していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見2	<p>○落札率と執行率の乖離について（P17） 道路維持工事は、平成25年度を除き、執行率はほぼ100%に近く、60%前後の落札率と比較して大きな開きがある。交通安全施設工事も道路維持工事と比較すると落札率は高いが、執行率はほぼ100%に近い。両工事とも、陳情又は緊急案件への対応等、発生数量が予測しにくい性質があるが、落札率と執行率の乖離状況からは、競争見積合せの際に提示する年間予定数量を超えて工事を行っていると推測される。したがって、予定数量を超えて工事を行うのであれば、有効な内容となっているかについて留意する必要があると考える。</p>	<p>年度ごとの陳情件数は予測できないことと、過去に渡り積み残した作業を実施しているため、年間予定数量を超えて工事を行っており、執行率は100%に近づいている。今後有効な内容なのかの確認を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見3	<p>○業務マニュアル整備の必要性について（P19） 「道路現況調査要領」は、道路現況調査時における具体的内容を示すものではあるが、あくまで3年に1度の道路現況調査を目的とするものであり、調査の結果、どのように維持管理工事を行うかについて指針を示す業務マニュアルは存在しない。 この点、道路の維持管理を組織的に行っていくためには、共通のルールを整理した業務マニュアルの作成が必要と考える。パトロールの方針や、点検、診断、措置等における判断指針等を文書としてまとめることは、改めて現在のやり方を見つめ直し、業務改善へのきっかけになる可能性もある。 ここで、道路の改修工事と維持管理工事は密接に関連しており、全く別個のものとしてでは無く、できる限り両者一体となって運営されるべきものである。したがって、業務マニュアルを作成する際には、道路課工事係及び施設保全課道路保全係の協力の下、作成されることが重要であると考え。 特に、職員が定期的に異動する区においては、職員教育上もマニュアルは有用と考える。現在は、異動がない作業班の職員の有する経験に依存する部分が多いものと推測されるが、近い将来、職員の定年退職も予想される。したがって、現在有する経験をマニュアルに集約し、現在の作業の標準化を図っていくことが重要と考える。</p>	<p>国において「舗装点検要領」が策定され、各自治体においても効率的な維持管理の実施が呼びかけられている。このような状況を踏まえ、舗装のみでなく道路構造物全般に対し、本区の「道路現況調査要領」の改定を道路課及び施設保全課にて調整し、作業の標準化を検討していく。【道路課】</p> <p>道路の維持管理を行うにあたり、現在業務マニュアルはない。今後、適正に道路を維持管理するにあたり、道路パトロール、点検などにおいて、主に若手の職員の育成・教育を兼ねて、職員一人一人が情報を共有し、統一性のある維持管理を行うため、道路維持マニュアルを作成していく。【施設保全課】</p> <p style="text-align: right;">【道路課】 【施設保全課】</p>
意見4	<p>○道路情報の一元管理及び工事情報等の蓄積について（P19） 改修工事の必要性は、工事係が実施する道路現況調査により把握される。しかしながら、道路現況調査を行うのは3年間に1度である。実施後、次の調査までの3年間において、当該道路現況調査内容について、基本的に更新を行うことはなく、3年毎に全路線を対象として、新規に道路現況調査が実施される。 区が道路管理者として求められる道路台帳の管理は、管理課境界確定係の業務であり、道路現況調査報告書は、道路台帳とは別個の独立した管理資料としてエクセルで作成される。そして、今後予定される工事のために、一覧表として管理される対象はAランクのみであり、Bランク及びCランクは対象外となる。 すなわち、道路課工事係が、道路の維持管理工事又は改修工事のために管理する道路情報は、3年に1度の調査時点における断続的なものであり、各路線に対して過去からの工事履歴等を情報として蓄積した管理台帳は無い。 また、日常的な維持管理工事は施設保全課道路保全係で行うが、この道路現況情報についても、作業日誌等の報告はあるものの、各路線に関する最新現況を情報として蓄積した管理台帳は無い。 ここで、道路情報を効率的に管理するためには、土木部内で道路の管理台帳を一元化し、土木部各課等において共有資産として保有することが有用と考える。道路に対する過去の工事情報等を蓄積すると同時に最新の現況が分かる状態にしていくことで、土木部内における情報共有が容易になる。 道路の維持管理において、実際の現場において入手される情報が重要であることは言うまでもない。しかしながら、逆に、現場の不注意等で見逃される可能性がある補修箇所等について、修繕履歴等をモニタリングすることで、未然にリスクを発見できる可能性もあると考えるため、改善が望まれる。</p>	<p>区道で行われる工事は、道路管理者が行う改修工事や緊急的な補修工事の外、水道、ガスなどの企業者工事や申請に基づいた自費工事など様々なものがある。また、道路の老朽化は交通量によって進行する速度も様々である。こうした状況下の中、道路管理者工事のみの道路管理システムを構築しても、定期的な目視による調査は必要となるため、費用対効果を考慮してシステム構築を行うよりも今まで行ってきた3年に1回の道路調査及び日常点検を今後も継続することとする。 なお、工事履歴の蓄積は重要なものと考えるので、今後活用方法について検討し実行していく。</p> <p style="text-align: right;">【道路課】 【施設保全課】</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見5	<p>○道路清掃委託における設計単価の積算誤りについて（P22） 道路清掃委託契約における設計単価の算定において、積算要素の見積が適切ではなかったため、設計単価が上昇していた可能性がある。 ここで、区が委託料積算のために利用する「建設局土木積算システム」のパラメータにはブラックボックス部分があり、年度が更新された現在、当該システムを用いて、過去に遡って単価を再計算することはできないとのことである。したがって、清掃日数実績を適正值に修正した場合の正確な見積単価を計算することはできないが、見積単価が適正值よりも高めに設定されていたと推測される。 同期間においては、国土交通省から「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」等の、上昇した新労務単価の早期適用を要請する文書が出ている。そのため、委託のための単価を設計する基礎となる公共工事設計労務単価が前年度と比較して上昇しており、単価上昇自体は予想できたことであったため、増加要因の中から、清掃日数の増加に気付くことは難しかったかもしれない。しかしながら、道路清掃事業における清掃料予算は前年度と比較して著しく上昇しており、単価自体の増減若しくは予算の増減分析等を慎重に行うことで、事前に誤りを発見できる可能性もあったのではないかと考えられ、設定予算額のモニタリング等、予算精度を高める手続を構築することが必要であると考えられる。</p>	<p>設計単価の積算にあたり、根拠となる数量が適正かどうか、判断する際に、担当職員だけでなく、調査する側も二人でダブルチェック体制で行なっていく。 単価が上昇した場合には、上昇の要因となる要素を慎重に確認していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見6	<p>○道路清掃委託の設計単価の妥当性について（P22） 道路清掃委託契約の委託単価の設計に関して、区は独自で単価を決定することは困難であるとの理由で、東京都の保有する「建設局土木積算システム」を利用している。一方で、当該システムは、工事の積算システムであり、工事種別の中に「道路清掃」委託の積算に合致する項目が存在していないため、区としては最も近いと考える工事種別により積算を行っている。 現在、清掃単価を決定する際の積算要素としては、対象経費の金額に対して、一定割合を乗じて自動計算される、「諸経費」「共通仮設費」「現場管理費」「一般管理費」の金額が大きい。そして、この割合は対象経費の金額に応じて変動するが、一定の割合は国・都等の基準であるため、計算根拠がわかりにくい部分もある。 清掃委託という工事とは全く異なる委託業務に関して、当該積算システムにより単価を計算することに合理性があるのかどうか検討する必要があると考える。 この点、江戸川区は「建設局土木積算システム」ではなく、独自の基準による積算を行っているとのことであり、区も特に「建設局土木積算システム」に適切な工事種別が無い委託内容については、適切な単価を設計できるよう改善が必要と考える。</p>	<p>区独自の単価を設定することは、積算する上で根拠となる要素が不十分で適正な単価を設定することは困難と考えている。他区へのヒアリング等を実施し、研究・調査していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見7	<p>○清掃延長の著しい増加について（P23） 単価契約の競争見積合せにおいては、入札前に予定作業数量を提示し、それを前提として入札業者は入札額を算定している。単価契約は、数量が確定できない業務の場合において採用される契約方法であるが、予定作業数量をある程度予測しなければ、業者は単価を見積ることができない。しかし、実際の作業は、予定作業数量（予定清掃延長）を大幅に超えており、予定作業数量の妥当性、そして予定作業数量に基づいて算定される入札単価（落札単価）の妥当性が疑われる事態となっている。 また、区により予定作業数量が算定されているが、結果として予算に合わせた作業が行われていた。この点、道路清掃事業は、年間を通して計画的に実施される定型業務であり、予定作業数量を大幅に超えて清掃を行う必要があったのか疑問であり、過剰な清掃が行われたのではないかと懸念される。表面上、清掃料の予算と実績の間にほとんど乖離が無くとも、数量面に大幅な乖離があるのであれば、同様に説明が求められるべきであり、今後適切な計画を作成し、必要な数量を実施するよう検証が必要である。 なお、平成28年度においては、平成27年度と比較して入札業者は入札単価を設計単価並みに高く設定し、契約を行っているが、臨海部の清掃日数については、前年同様、スーパーについて1日1台換算で計算している。現状を見る限り、設計単価が妥当であるのか、疑問を持たざるを得ない状況であり、設計単価の検証が必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、単価自体の上昇分も加味した積算にて発注を行っているが、入札業者は前年度と同額を提示している。そのため、落札率が大幅に減小していると思われる。 清掃作業については区民からの要望も非常に多く、当初予定数量よりも清掃日数を大幅に増やし、実施している状況となっている。今後は今までの実績を精査し、適正な計画を作成し、実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見8	<p>○単価契約から総価契約への変更可能性の検討について（P24） 「単価契約」とは、契約の内容または性質上、数量を確定することができないため、総価額を決定できない場合に、契約の目的物について、その単位当たりの価格を定め、数量はその給付の実績に基づいて算定することを内容とする契約をいう。 「総価契約」とは、契約の構成要素となる単価、数量および契約金額（総価額）を確定して締結される契約をいう。 地方自治体は、契約締結において、契約自由の原則に基づき、最少の経費で最大の効果をあげることが求められる。一般的に、総価契約が原則的な契約方法と言われるのは、総価契約方式による競争入札によると、スケールメリットを活かすことができることに加え、契約内容も明確で、適正履行の確保の観点からみても、最も有利な条件で契約を締結できる可能性が高いためである。 しかしながら、数量が確定できない場合等に、無理に総額を決めて総価契約方式で実施すると、予定数量と将来における実際の必要量とに大きな差異が生じる可能性がある。その場合、スケールメリットを前提とした価格決定の根本を揺るがし、契約変更又は契約変更では解決できない事態に陥り、契約相手方との信頼関係を損なうことにもなりかねない。このような場合、単価契約方式の活用が合理的であると言われている。 この点、道路清掃事業は、比較的定型的な業務で不確定要素も少なく年間契約を立てやすい事業である。したがって、現在の競争見積合せによる単価契約ではなく、総価契約による契約方法に切り替えることができるのではないかと考えられ、検討することが必要である。</p>	<p>道路清掃作業は、ご指摘のとおり定型的な業務委託となっている。区民要望など不確定要素の実績を精査し、適正な計画を作成していく事で、総価契約による契約方法に切り替えることができるのか検討をしていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見9	<p>○競争見積合せによる単価契約の形骸化について（P25） 落札業者の推移を見ると、同じ業者が継続して契約を行っており、平成28年度も同じ業者が落札している。区として適正な手続を遵守した結果であるとしても、実質的に競争見積合せとして機能していないように見受けられる場合には、指名業者の検討、区内業者に限定せず、新規業者を参加させる等、競争を機能させるための仕組みも検討することが必要と考える。</p>	<p>契約にあたっては、江東区内中小企業者への優先発注を基本としているが、受注状況を踏まえ、契約の公平性及び競争性を担保できるよう必要な措置を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見10	<p>○車両の雇上げ契約（特命契約）について（P26） 4社との貨物雇上契約は、全て特命契約によっており、業者推薦書においては、以下の推薦理由が示されている。 ・ 江東区内の地理に詳しく、業務に精通しているため安全で信頼がおけ、台風時や大雪時の緊急な作業にも区内業者のため、迅速に対応できる。 ・ 提供される車輛は他への転用が困難であり、車輛の減価償却や採算も考慮する必要がある。 正確な契約開始時期は不明とのことであるが、知り得る限り、過去から長期に亘って契約内容は変更されていないとのことであった。 しかしながら、後者の経済性の理由に関して言えば、一般的な例として、車両の税務上の法定耐用年数は4～6年であり、おそらく最初の契約開始時の車両はすでに処分されているのではないかと推測される。したがって、車輛の減価償却や採算を考慮した場合でも、推薦理由と照らして契約期間は長期に過ぎると思われる。また、いずれにしても、契約当初に車輛の減価償却や採算を検討した資料は残されておらず、契約単価の妥当性が検証不能な状態である。 また、長期間における特命契約の弊害により、実態と乖離している可能性も考えられるため、競争入札の可否又は契約価格の妥当性等を検討する必要があると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、次年度の契約内容や単価設定を定めていく際に、各業者と綿密な打ち合わせを行っている結果として長年に渡り契約内容が同一となる状況となっている。契約車両の交換時期や保守整備等は受託業者の責任により行われており、それら諸費用を勘案した上で単価を設定している。 今後は、再度各業者の状況を確認しながら、使用する車両についても、実態との乖離がないか確認した上で、契約を履行していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見11	<p>○車両の運転について（P26） 道路事務所において、車両とともに運転手も雇上げており、職員の移動には運転手付きの車両が用意されている。これは、水辺と緑の事務所も同様である。運転手の雇上げについての最終的な判断は各所管課によるが、その合理性について、職員の免許証の有無、運転スキル・事故へのリスク、職員の負担、現場での駐車スペースの確保が困難等の理由によるもの、と説明を受けている。また、職員の定数適正化及び民間委託化への流れの中で、運転職種での職員採用を止め、順次委託に切り替えていると伺っている。 区における車両の運転状況について質問を行ったところ、運転手を必ず雇上げるという決まりはなく、運転職種以外の職員が運転を行う課も存在しているとのことであった。但し、運転職種以外の職員が運転する場合には、職員団体との協議が必要とのことである。 道路事務所における車両の雇上げ契約は、過去より長期に亘り継続されてきたものであるが、車両雇上げの場合、運転手の役割は運転であり、現場において作業班の一員として作業に加わることもない。道路事務所の現状に照らして、雇上げが最適な方法であるのかどうか、改めて検討することが必要であり、水辺と緑の事務所も同様に検討が必要と考える。</p>	<p>課としては、職員が運転することは、職務の負担及び現場での駐車場の確保等に問題もあることから、作業及び業務に支障をきたすと考えている。住民対応を速やかに実施するため、現場最優先の立場から運転手付の車両を雇上げている。職員の現場対応の現状を再確認し、現在の雇上げが最適な方法なのか検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見12	<p>○城東地区無電柱化事業実施後の効果について（P29） 亀戸の香取勝運商店街は、「昭和30年代」をテーマにした街並み造り、本事業における無電柱化により、街の景観および防災面において目的は達成されたものと思われる。また、商店街独自のホームページが開設され、広報PRもなされ集客も期待される場所である。しかし、民間も関与した継続的な活動は見取れず、その効果は限定的にとどまっているものと思われる。 無電柱化事業は、自主財源ないし国庫補助の活用のもと行われるが、商店街の活性化も含めて検討をするならば、歳出に対する効果も期待しなければならない。他自治体の観光・無電柱化を一体とした成功事例として挙げられる、埼玉県川越市における「蔵造り」の街並みで観光地化した事例と比較すると、本区の事業実施後の観光効果は更なる展開が可能ではないだろうか。 無電柱化事業単独で考えた場合、都市・住環境防災面がその主たる目的ではあるが、一連の事業を区の組織全体で検討すると、地域活性化も目的として考える必要があると思われ、成功事例を参考にしつつ、事業者とともに今後の展開について検討していくことが望まれる。</p>	<p>城東地区無電柱化事業は、亀戸三丁目地区の都市再生整備計画の一環として整備を行った。本計画はPDCAサイクルにて事業実施後の事業評価をおこなっており、今後の活性化を目指したまちづくりの支援策を検討している。また、地元住民の気運も高まり活性化に向け自主的な活動も行っている。 地域の活性化の一手法として無電柱化は有用であるため、今後、無電柱化事業の計画を策定する際は関連部署との調整を図り、地域の活性化に資するよう検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【道路課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見13	<p>○無電柱化事業に係る計画について（P30） オリンピック無電柱化事業は、東京オリンピックの中心的な地域と位置付けられた東雲・辰巳エリアの路線について、都の無電柱化推進計画における整備対象エリアの指定を受け取組むものである。 平成20年度に策定した無電柱化計画には、上記とは別路線が優先候補として挙げられているものの、同計画で「上位計画やその他の施策等により急激に街が変化していく場合などは、柔軟に優先路線を見直すこととする。」とあり、状況の変化により無電柱化整備路線が変更されたものである。 区の無電柱化計画では、「安全快適・景観・防災」の観点から優先整備路線の候補が検討されているが、過去実施された無電柱化事業を振り返ってみると、どのような視点に立って選定が行われているのか一貫した事業の方針が判然としていない。 無電柱化に費やすコストは多額、かつ工期も長期にわたり、道路延長400m程度の整備を想定すると、計画設計から舗装復旧工事まで標準期間7年を見込んで計画を立てる大掛かりな事業となる。したがって、単年度で複数の無電柱化事業を並行することが難しい以上、一貫した長期的視点に立ち、江東区として将来的に造るべき都市の姿を想像し、計画に反映させていくことが望まれる。</p>	<p>現在の無電柱化整備は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺を、大会開催の前年完了を目途に実施している。また、地域の開発等に合わせ、スポット的な実施もしている。 区全体の整備計画としては、仙台堀川公園の老朽化によるリニューアル工事に合わせ、両側区道の無電柱化が計画され、本事業の完成は平成35年度予定で、防災安全及び利便性の向上を目的としている。この事業以降の計画が策定されていない状況であるが、平成29年2月に無電柱化法案が施行され、国全体に無電柱化推進の気運が高まり、国庫補助の申請要件及び補助率等が流動的な状況となっている。このため区財政負担を軽減するため、最良の時期を見極め、次期長期計画と連動した無電柱化推進計画を平成31年度末を目途に策定する。</p>
意見14	<p>○道路区域台帳整備事業の継続性について（P34） 道路管理者として道路管理をする上で、管理すべき道路区域を明確にし境界を確定することは、一般的にはその前提条件であるが、多くの自治体において道路区域台帳の整備は、不完全な状態であると伺っている。 一方で、区は本事業のために区分した92地区のうち、平成27年度までに63地区について整備済みであり、詳細な比較データはないものの、相対的には整備が進んでいる自治体であると伺っている。地籍調査事業における官民境界等先行調査実施済みの地域を含めると整備済地区の範囲はさらに拡大する。 道路区域台帳整備は、一度に実施することは予算的にも困難であるため、調査箇所を毎年選定し、整備を進めている。区では、平成13～17年度において、予算が確保できず実施できない時期があった。その後、平成18年度より再開されているものの、近年は予算削減傾向にあり、平成18～21年度の歳出は46,211～58,275千円であったが、平成24～27年度の歳出は、地籍調査事業との兼ね合いもあるが、8,640千円～12,600千円に減少している。 測量された図面精度は地殻変動に伴い時間経過とともに劣化するものであり、また、基準点及び路線測量錘の滅失、破損等があると、復元が困難になるため、定期的な補正が必要になる。この点、区では、道路区域台帳整備を行わない時期が存在したが、せつかく道路区域台帳を作成しても、継続的な維持管理を行わないと、その成果が無駄になるリスクがあり、長期的な方針を明確に定めて、事業を行うことが重要であると思われる。</p>	<p>道路区域の明確化は、適正な道路管理行政において非常に重要であることから、地籍調査と併せて今後も計画的に事業を推進するとともに、その成果の維持管理についても同様に継続していく。</p>
意見15	<p>○道路監察指導業務における他部署との連携及び情報管理について（P36） 監察係の本来の業務は、公共の場所への不法占用等に係る対応であるが、道路上に繁茂した民地からの樹木への陳情にも対応しており、この場合、個人の財産権などが関わってくることもあり、その対応に苦慮しているのが現状である。各職員は道路法や道路交通法などの土木に関連する法律についての知見は高いものの、例えば、近隣トラブル解消や強制手段を検討する場合においては、その実行の是非や、実行する場合の根拠に関し、民法上の解釈・運用など法的見地からの判断が必要となり、法律に詳しい者からアドバイスを受けることで円滑に事案解消へと繋がる場面もあるとのことである。そのため、区の法律に詳しい職員のいる他部署等と連携しながら対処すると同時に、解決事例等の情報を蓄積し、同じような事例に直面した際に速やかに実行できるような体制を構築することも、1人当たりの業務処理件数が多い中では、円滑かつ効率的に問題解決に向けて取り組む上では一つの検討事項であると考える。</p>	<p>公共の場所における不法占用、不正使用の問題は、個人の財産権、所有権などが絡んでくるケースが多い。これらを解決するためには、道路法、都市公園法などの法律のほか、民法、憲法などの法的解釈、知識が必要であると認識している。 今後も、法的な部分は文書係の指導を受けるとともに、多様化する陳情に対応するため、建築、清掃、環境関係部署との情報共有に努めていく。 また、陳情内容を体系化した解決事例対応マニュアルを作成して、事案解決のスピードアップを図る。 さらに、職員のスキルアップ、対応能力の向上のために、法律アドバイザーとの委託契約に向けた予算要求をしていく。</p>

【道路課】

【管理課】

【施設保全課】

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見16	<p>○長期修繕計画の大規模改修スケジュールについて（P45） 長期修繕計画において大規模改修の対象としてまず考えなければならないのは、健全度Ⅲに区分される橋梁であり、健全度Ⅲとは「橋梁の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」である。ここで「早期」とは、5年程度を念頭に対応を図るべき状態であると考え、現状の長期修繕計画においては、向こう10年内（平成36年度まで）に手当を図る計画となっている。また、1橋については、10年内に改修が計画されておらず、平成31年度の定期点検の結果を以て改修実施の可否を再検討することとなっている。 平成31年度の定期点検において、健全度Ⅲと新たに判定される橋梁も出てくると予想され、これについては平成36年度までに追加改修が組まれる枠は無く、平成37年度以降の手当とならざるを得ない。現在の計画では、将来的に、適切な時期に手当が行えない橋梁が残存する可能性がある。 長期修繕計画の基本方針は、損傷が軽微な段階から補修を行う予防保全型の対応であり、これにより維持管理費の削減と平準化を図るものである。長期修繕計画では、大規模改修に至る前段階の措置として、単年度で実施可能な塗装・補修を実施し、橋梁の維持を可能とする計画であり、1年間に塗装・補修対応予定の橋梁は2～4橋で計画されている。大規模改修も含めた橋梁維持管理費は年間8～9億円を想定して組んでいるとのことであり、この水準を維持すると長期修繕計画以上に改修を行うことはできず、健全度Ⅲ判定の橋梁の改修も先送りせざるを得ない。 本区は、橋梁数が他区と比較して多いことは先述のとおりであり、固有の事象であると捉え特に注力していく検討課題の一つであると考え。また、橋梁はインフラ資産であり、災害時も想定した対応が必須であり、点検において何らかの措置を講ずべきと判定された橋梁の修繕を先延ばしにすることがあってはならない。長寿命化修繕計画の効果として、40年間で300億円のコスト削減を見込んでいるが、削減したコストを一部再活用する、前倒しで計画を予定するなど、点検結果にできる限り早期に対応できるよう、長期修繕計画の改修スケジュールについては引き続き検討すべき課題と考える。</p>	<p>診断結果判定区分Ⅲ、Ⅱの措置について、部材単位の診断結果や変状内容、路線の重要性などを踏まえるとともに予算の平準化を図り、優先順位を検討した上で大規模改修や塗装・補修時期を決定している。 また、改修スケジュールについては、職員による日常点検や地震等の発生時に行う異常時点検を行い、損傷や変状の早期発見を図ること及び専門家による5年に1度の近接目視による定期点検を行い、学識経験者の意見を聴取したうえで、見直しを図っている。したがって、10年内に計画から外れるものがあったとしても、現時点では適切な時期に手当が行えない橋梁が残存する可能性は無いと考えている。 仮に、緊急性を要する損傷が発見された場合には、優先順位が低い橋梁との組替等柔軟に対応していく。</p>
意見17	<p>○承認プロセスにおける検証の必要性について（P47） 新高橋改修事業に係る稟議回付書類の一つである委託総括書において、前年度発注の委託事業の内容が記載されていた。担当者の不注意によるものであり、前年度委託事業の内容が記載されたことにより契約事項等には影響はないものの、承認プロセスにおいて適切なチェックがなされていたか疑義が生じる。有効な検証がなされるよう、今後の業務において十分に注意されたい。</p>	<p>設計書作成時には、新規作成を徹底すると共に承認時のチェックを強化することで再発防止を図っていく。</p>
意見18	<p>○業者間での業務報告の質の違いについて（P53） 緑地管理業務において、業者に対して、作業後に作業路線を測量し、出来高図を提出するよう求めている。東部と西部に分け、それぞれ異なる業者に委託を行なっているが、出来高図の作成レベルがかなり異なっている。西部の業者では、河川護岸のどこからどこまでの草刈等を行なったか、測量が細かく行われ、面積が正確に算出されていた。それに対し東部の業者での出来高図は草刈等を行なった面積は表示されているが測量をどのように行なったか分からず、出来高図では作業を行なった面積が分からない状態であった。 最終的には、出来高図のみならず、区の担当者が月に数回検査を行い、業務が適正に行われているかを確認している。また、出来高図の作成レベルの違いはあるものの業務のレベルに差はないとのことであった。 しかし、単価契約の場合、出来高を確定し委託費を算定するため、出来高は非常に重要な項目であり、区の担当者が頻繁に検査を行うことも出来ないため、出来高図の作成をより正確に行うことを指導すべきと考える。</p>	<p>現状、受注業者によって出来高図の作成方法に違いが生じている。今後は施設管理情報の一元管理の観点から作成方法の統一化が図れるよう、受注業者と連携して検討していく。</p>
意見19	<p>○区直営の作業班と委託業務の混在について（P60） 現在、区直営の作業班の業務と委託業務が混在しており、非効率な点が存在するようである。区としては、作業班に属する職員の高齢化が進んでおり、職員の退職に伴う新たな人員補充はせず、その分、業務の外部業者への委託化によって対応していく予定であるとのことであり、今後に向けて効率的な業務推進が望まれる。</p>	<p>技能職員の退職不補充に伴う外部委託化については、現在過渡期であり委託範囲や内容等検討を行っている。引き続き、効率的な業務推進が出来るよう検討を行っていく。</p>
意見20	<p>○ボート場の運営について（P63） ボート場の利用者数は、橋梁工事の影響もあり減少傾向にある。橋梁工事終了後の回復状況も考慮する必要があるが、ボート場の運営の継続について検討が必要と思われる。 継続するのであれば、受益者負担の原則に基づき、利用料金の検討が必要である。ボート場開設以来、利用料金の改定が全く行われておらず、消費税導入時及び税率の上昇時あるいは区が受益者負担の原則を明確に打ち出した時においても、改定を前提とした検討がなされた記録は残っていないとのことである。ボート場運営は、税金を投入して運営しているから、料金設定に関しては合理的な根拠が求められ、受益者負担の原則からしても、公平なものである必要があると考える。 現在の利用料金の設定根拠は資料として残されていないが、今後は維持管理に係る費用を集計し、利用者の負担率を考慮した上で合理的に算出すべきと思われる。また、大人と子供、ボートの種類等による料金設定を行うか否かも同時に検討する必要がある。 仮に料金を改定するとした場合、現在の券売機では対応出来ないため再購入しなければならない。よって、券売機の更新時期に合わせて、利用料金も検討することが合理的と思われる。</p>	<p>現在、利用料金設定の検討根拠となるサイクルボートと手漕ぎボートの種類ごとの利用回数や子ども・大人の利用者数等を把握しているが、今後ボート場の運営については、施設の更新時期に合わせて料金設定など検討していく。</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見21	<p>○ボート賃貸借（レンタル料金）について（P63） ボートのレンタル会社が近県に存在しないため、レンタル業者とは特命契約となっているが、このことは、見積書を入手しても、区としては検討材料を持ち合わせないため、価格の適正性について検証出来ないことを意味する。上述した「都内の区営ボート場の料金」表のとおり、都内の公営のボート場は本区以外にも複数あり、その運営状況について他区から積極的な情報収集を行い、その他可能な範囲で市場調査を行うなどして、それらの情報をレンタル料の適正性の検討材料としていくことが望まれる。</p>	<p>今後、レンタル料金の算定材料とするためにサイクルボートの種類ごとの利用回数等を把握するとともに、他区へのヒアリング結果を基に検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見22	<p>○カヌー・カヤック場の運営について（P65） 専用のカヤック場は、都内において本区の施設が初であり、珍しい貴重な施設である。しかし、開設から5年以上経過しているものの、利用状況は横ばいのままである。ボートと違い操作に技術を要するため、指導や安全管理のための監視が必要であり、委託費の大半は指導員の人件費である。 堅川河川敷公園は平成28年度から指定管理に移行しており、指定管理者の事業計画書によれば、カヤック場の利用促進のため、広報強化・体験イベントの実施などを挙げている。このような利用促進策の効果を見ながら、今後の運営についての判断を行っていくことが望ましい。</p>	<p>カヌーカヤック場の運営については、指定管理者と調整・検討を行い、施設の利用促進に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見23	<p>○堅川河川敷公園の指定管理者制度導入後の扱いについて（P67） 堅川河川敷公園の平成28年度指定管理料は52百万円であり、フットサル場の使用料収入（平成27年度実績は37百万円）をいかに見積もるかで、指定管理料は影響を受ける。平成28年度指定管理料の算定根拠となったフットサル場の使用料収入見込みは、35百万円であった。 仮に、使用料収入が見積よりも実績の方が大きく、結果的に余剰金が発生するようなことがあれば、その内容を検証し、場合によっては次年度の指定管理料に反映させ、適切に対処していく必要がある。 堅川河川敷公園の指定管理については、平成28年度が第1次指定期間の初年度であり、未知数といえる部分も多いと思われ、収入項目だけでなく支出項目も含め、指定管理料の適正性について検証していく必要がある。 また、余剰金が発生する可能性に対し、余剰金の扱いを定めておく必要があったと考える。区は、外的要因による収入増が見込めないこと、指定管理者の経営努力により利益が生みだされる有料施設のみであることを理由に、協定書において、余剰金の扱いに関する規定を設けていない。指定管理者のインセンティブも必要であることから、余剰金の取扱いには十分な検討が必要であるが、他区の指定管理者制度の運用に関する指針を見ると、インセンティブを与えつつ、一定の利益を超えた場合に還元させる例がある。</p> <p>中野区：還元例① 実収入額が収入見込み額を100万円以上超えた場合は、見込みを超えた額の半額を区に還元する 還元例② 実収入額が収入見込み額 の1.1倍を超える場合は、その超過額を全額還元する 板橋区：年度協定書に定めた一定の利益率を超えた場合、超過分の2分の1程度を区に還元。還元方法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全性につながる修繕及び工事 ・ 施設利用者の要望を踏まえた備品の更新 ・ 超過した利益等の1／2相当額を還付 <p>このように、想定外の余剰金が発生した場合に備え、協定書において定めておくことが重要と思われ、検討が必要と考える。</p>	<p>経営努力による利益（余剰金）の一部については、その収支状況を十分検証し、施設の維持管理運営にかかる費用に充当するよう協議を行い、より良い利用者サービス提供に努めていく。余剰金の扱いについては、指定管理者が維持管理運営を円滑に継続していくためのインセンティブを考慮しつつ、指定管理期間における収支状況を検証し、次期選定に向けて検討していく。また、指定管理料については、利用料金の収入実績や推移を十分に検証し、算定額について検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見24	<p>○若洲公園の次回の指定管理者の選定について（P72） 若洲公園の場合、長年同一の事業者によって管理されており、南半分のみ指定管理であった第1次、第2次ともに非公募・特命による選定であった。また、北半分の業務委託に関しても長年特命契約が繰り返されてきた経緯がある。さらに平成27年の全域管理に関する第3次指定管理者選定においても非公募・特命による選定であった。 特命理由をすべて否定することはできないが、少なくとも一体管理が合理的であり、コスト削減につながる、という理由の裏付けはないと考えられる。 現管理者の管理状況は良好とのことであるが、選定時において市場原理が働いていないため、他に比較できる対象があつてのことではない。仮に、原則通り公募による選定が行われ、他の業者と比較して優れているのであれば、初めてそれは公平な評価と言えると考えられる。 以上の理由から、今回の選定は、特命によるのではなく、原則通り公募による選定を行うべきであると考えられる。 一般的に、長年特命契約が繰り返されている状況においては、競争原理は全く働かず、コスト削減効果は期待出来ない。指定管理者の選定において、経済性を追求することだけが重要ではないが、非公募にすることにより、有効な提案等の機会を逸している可能性もあり、十分な検討が必要であると考えられる。</p>	<p>指定管理者の選定については、施設の管理運営状況、選定の公平性、経済性等を勘案したうえ、公募及び非公募による効果・妥当性について比較検証し、次期選定方法を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見25	<p>○若洲公園の指定管理料について（P74） 区と指定管理者は、指定期間を通じて効力を有し、施設管理・事業運営に関する基本的事項を定める「基本協定」と、年度ごとに主に指定管理料を定める「年度協定」を締結する。なお、指定期間は、区においては原則として5年と定められている。 5年という長期間において、指定管理料を指定当初に固定的に定めてしまうと、指定期間途中の財政状況に応じて柔軟に変更できないというリスクが生じることになる。そこで、区においては、管理者の指定に際し、基本協定による複数年契約を交わしながら、指定管理料については別に年度協定を結び、変化への対応を加味した柔軟性を織り込む工夫を行っている。 ところが、若洲公園の指定管理料については、ゲートブリッジ開通効果によって駐車場収入が著増したという大きな変化があったにも関わらず、結果的に5年の指定期間においていずれの年度も同額であった。多額の余剰金が発生している状況に対応し、指定期間途中において指定管理料を変更（減額）すべきであったと考えられる。区としては、想定していなかった駐車場収入の大幅な増加に対応し、原則として区が行うべきである施設の新設や改修を、協議によって指定管理者の計算により行ってもらったとのことであるが、それでもなお多額の余剰金が発生している状況であり、それが放置されてきている。この状況は、駐車場の5年間にわたる増収分が、指定管理料の減少という形で区の財政に全く還元されていないことを意味する。 毎年度終了後に提出される事業報告書において、利用料金の収入実績の推移や収支状況等の検討を十分に行い、検討結果を次年度以降の指定管理料の算定に活かす必要があり、第3次指定管理において改善しなければならないと考える。</p>	<p>駐車場収入の流動的な増加を指定管理料の算定に盛り込むことが困難なため、同額計上となっており、余剰金については、指定管理者と協議の上、施設改修等を指定管理者により実施してきた経緯がある。余剰金の取扱いについては、利用料金の収入実績や推移や発生要因等を十分に検証し、余剰金の還元、維持管理経費への充当等について協議・検討を行っていく。指定管理料の算定についても、その収支状況等の検証に基づき適切に対処していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見26	<p>○指定管理料の検証について（P75） 指定管理料の算定において、指定管理者から提示された収支計画をそのまま承認することがあってはならない。前年実績との比較、人員配置の適正性、単価の妥当性等が十分に検討されなければならない。 また、本社経費は、指定管理者にとって最も裁量の余地がある経費であり、これを区がいくらまで認めるかは、余剰金の計算にも関係してくるため、非常に重要である。直接事業費に対して一定の割合までは認める、あるいは、これはかなり専門的な計算になるが、指定管理者の財務情報からその財務体質に見合った率を算定するなどといった方法も考えられる。 指定管理者が公募による選定の場合、市場原理によって、よほどの魅力がない限り高コスト体質の事業者は排除されることとなるが、若洲公園のように非公募・特命による選定の場合、指定管理者の収支実績、収支計画に対して区が何らかの検討・検証を行わなければ、高コストに甘んじることになる。今後は、合理的な指定管理料の算定が行われるよう、収支実績の分析を行うとともに、翌年度の指定管理料算定に際し、収支実績の分析を活かし、収支計画の検証を行うことが必要である。</p>	<p>指定管理者から提示された収支計画について、利用料金の収入実績や推移を十分に検証し、指定管理料について検討を行っていく。また本社経費については、指定管理者と調整・協議のうえ、決定していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見27	<p>○指定管理者制度運用マニュアルの充実について（P76） 平成28年4月現在、指定管理施設が区全体では120施設に及んでいるとのことであり、指定管理者制度の運用に関するある程度のノウハウや分析材料が蓄積されつつあると考えられる。人件費や本社費に関しては、指定管理者制度担当部署において、各施設の分析を行い、金額や比率の上限を設けるなど、区の方針を定める必要があると考える。 また、若洲公園、そして平成28年度から新たに指定管理者制度を導入した堅川河川敷公園は指定管理料が多額であり、それだけ管理内容も多岐にわたり、財務的な検討・検証責任を所管課だけに負わせることは適切な体制ではないと考えられる。これを機に、他区の事例などを参考にしつつ、本区の指定管理者制度運用マニュアルを見直し、特に財務的な計算を要する指定管理料の積算に関する部分を充実させ、区の指定管理者制度の適正な運用が図られることを望む。</p>	<p>平成28年4月1日現在の指定管理施設は区全体で120施設となっている。これらの施設は自転車駐車場や児童館・保育所など様々な種別の施設が対象となっており、その運営にあたっては株式会社や社会福祉法人など、多様な法人が指定管理者として運営を任されている。また、指定管理料についても、保育所は民設民営保育所の補助基準を積算根拠にしており、一方で他の施設においては、施設の利用料を収益とし、区として指定管理料の支出を行っていないものなど多岐にわたっている。更には、指定管理者の運営法人の種別によって人件費率や本社費用の考え方が異なるなど、一律に上限設定等を行うことは現段階において困難と考えているが、先行他自治体等の状況を調査・研究していきたい。 また、財務的な計算を要する指定管理料の積算に関する指定管理者制度運用マニュアルの見直しについては、指定管理を行う施設ごとに管理費用の積算の方法等が異なることから、指定管理者制度の運用を所管する当課として一律的な基準を示すことは困難と考えており、現段階では施設ごとに個別具体的に対応していくが、先行他自治体等の状況を調査・研究していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p>
意見28	<p>○指定管理で生じた余剰金の扱いについて（P77） 若洲公園の第1、2次指定管理に関する基本協定書では存在しなかった余剰金の取扱いに関する条項を、28年度以降の第3次指定管理に関する基本協定書において新設したことは非常に意義深いと考えられる。しかし、その条文において、余剰金の区への返還割合について、（指定管理者から）「提案された割合」ではなく、区・指定管理者双方で「協議によって定めた割合」とすべきであったと考えられる。また、返還割合の定めは重要事項にもかかわらず、その記載場所が、基本協定書や年度協定書ではなく、「事業提案書等」となっており、改善の余地があると考えられる。 なお、土木部所管の他の指定管理施設（夢の島区民農園）においては、余剰金が生じた場合、その5割を区に返納することが、基本協定書において明記されている。 若洲公園の指定管理料は1億円を超える多額なものであり、前述したように、過去には多額の余剰金が発生し放置されてきた経緯もある。金額的な重要性もさることながら、非公募・特命による選定が行われたことからしても、余剰金の扱いについては特に留意する必要があるとあり、余剰金の返還割合を増やすことについても今後の検討課題となることを望む。</p>	<p>余剰金の返還割合は選定時における提出書類に記載する事項（提案事項）としているため、今後の基本協定書への記載内容については、返還割合を記載するよう変更を行っていく。また、余剰金の扱いについては、施設の規模・機能・収支状況を考慮し検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見29	<p>○若洲公園の利用料金等について（P79） 若洲公園のキャンプ場及びサイクル場に関して、利用料金は、東京都港湾局所管時に設定された金額を移管後もそのまま踏襲しており、設定根拠は不明とのことである。 都が管理していれば、区内・区外という概念は無いが、区立公園となった現在においては、区外料金の設定について検討する必要がある。上記の料金比較表から分かる通り、平和島公園のキャンプ場には区外料金が設定されている。また、月別の利用者数は、時期によってかなりの差があり、繁忙期（ゴールデンウィークや夏休み等）や混雑する土日を別料金にする、ということも検討課題になり得る。 また、駐車場は、2020年のオリンピック開催を控え、臨海地区の注目度が高まることが予想されており、公園利用者のための駐車場にもかかわらず目的外の利用がなされる可能性も考えられる。今後は、公園利用者とそれ以外の利用者を別料金にするなど、料金設定について様々な検討を行うことが必要になってくることも想定されると思われる。 若洲公園は、広大な公園を多額の維持管理費用をかけて運営しており、区立公園になった以上、都の利用料金をそのまま踏襲するのではなく、市場調査や料金体系の議論を行い、有料施設の料金設定に対する区の方針を反映させた利用料金とすることが望まれる。 また、キャンプ場の予約は電話のみであるが、インターネットが非常に普及している現在においては、インターネットによる予約にも対応していくことが望ましい。</p>	<p>公園内の利用料金等については、収入状況、利用者推移、区外料金・土日料金等を検証し、料金体系や利用料金を検討していく。また、施設運営については、指定管理者と調整・検討を行い、施設の効率的な利用促進に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見30	<p>○公園等の改修頻度と公園施設長寿命化計画策定について（P81） 改修事業については、公園、児童遊園ともに、固定的な件数の実施であるため、大規模改修に関しては、児童遊園の方が明らかに改修頻度が高くなっている。施設数や利用度合いに関係なく、公園・児童遊園ともに年間大規模改修件数が2園の同数であるというのは、合理的な改修サイクルとなっているのか疑問に感じる。 そもそも、固定的な件数という枠組みの中で改修を行っていくのではなく、今後ますます改修コストの増加が見込まれる状況においては、より長期的な視点に立って効率的にコスト縮減に取り組んでいく必要があると考えられる。 ところで、平成24年4月に、地方自治体による公園の計画的な維持管理の取り組みを支援するため、国土交通省により「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（以下、「国交省指針（案）」という）が公表されている。他区においては、これを踏まえて計画策定・実行しているところがある。 国交省指針（案）においては、予防保全型管理 及び事後保全型管理 という2つの管理類型のもとに管理を行い、多種多様で膨大な数の公園施設に対して、限られた予算のもと、効率的かつ効果的な維持管理や更新を行っていくための計画の手順及び内容を具体的に示している。多くの公園を有し、改修費用の増加が見込まれる本区においても、このような計画の策定を行っていくことが望ましいと考える。 全ての公園施設を画一的に取り扱うのではなく、改めて個々の施設の価値や重要性を検証し、地域の実情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、あるいは同一公園内でも施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準に応じ、メリハリをつけて、より効率的かつ効果的な公園施設の改修等の取り組みを進めていくことが望ましいと考える。</p>	<p>江東区長期計画（計画期間：平成22年度～平成31年度）において公園及び児童遊園の改修は計画されており、その改修頻度の違いは、公園について、一般の公園改修のほか、大規模公園改修として堅川河川敷公園と仙台堀川公園の2園が別途計画づけられていることが主な理由である。計画期間における公園改修の総面積は44,000㎡、大規模公園改修は2園あわせて94,000㎡である。今回の長期計画では大規模公園2園の改修を計画したことにより、公園改修が年2園となっており、児童遊園改修のサイクルと差異が生じたものである。 公園施設の維持管理方針は、「江東区公共施設等総合管理計画」では、日常点検と定期点検を行い、補修が必要な個所の早期発見及び修繕に役立てることとなっている。点検結果を参考に区では、改修工事等を行っている。 ただし、比較的大規模な公園橋や大型遊具などは、安全に管理するためにも今後は計画的な補修が必要となる。そのため公園施設長寿命化計画の策定を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>
意見31	<p>○児童遊園について（P82） 児童遊園は、おおよそ500㎡未満程度の狭いスペースのものが多く、100㎡に満たないものもある。面積の半分以上を公衆便所が占めていて遊具が全くないもの、狭い・遊具が少ない・空気が悪いなど、条件が悪く子供が遊んでいるのを見かけないもの、喫煙スペースとなっているものなども存在し、名称と実態に乖離が見られるものが存在する。 また、児童遊園という看板がある以上、それに引きずられて、たとえごくわずかでも遊具を設置する設計となる傾向があるように見受けられた。 子どものための遊び場といった本来の意味での児童遊園という名称にそぐわないスペースに関しては、名称を変え緑地等に転換するなど、より有効な利用を検討することが望まれる。</p>	<p>橋台敷等の小さい空間であっても、少しでも児童の遊び場所を確保する為、児童遊園を設置している。個々の児童遊園における遊具や各施設については、改修の際、利用実態や地元住民の意見を取り入れながら配置している。 喫煙所として使用されることに対しては、園内での歩きタバコ、幼児・児童の近くでの喫煙を禁止するとともに、区民からの禁煙化への要望の高い児童遊園については、試行的に全面禁煙の措置を行っている。 児童遊園の名称変更については、地域からの具体的な要望等により個別に検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>
意見32	<p>○選定委員への外部有識者の選任の必要性について（P84） 平成27年度に実施された2件のプロポーザル方式による業者の選定において、選定部会の委員に外部有識者が含まれていない状況であった。外部有識者を含めるためには当然費用もかかるが、より客観的で高度かつ専門的、あるいは斬新な意見の聴取が期待出来る。 特に、仙台堀川公園及び沿道整備に係る基本計画策定委託における業者選定は、総事業費20億円超という大きなプロジェクトの基本計画を策定するものである。また、基本計画の後、基本設計、実施設計と続き3年間の委託料が1億円を超える委託契約となることを考えると、選定部会に外部有識者を含めて評価基準の作成、審査、決定を行い、結果を公表することにより、より透明性の高い選定とする必要があったと考える。</p>	<p>今後、プロポーザル方式により業者を選定する場合においては、選定部会に外部有識者等を含めることを検討する。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見33	<p>○プロポーザル方式の枠組みの作成について（P84） 今回行われたプロポーザル方式について、手続自体に問題はないが、プロポーザル方式の実施基準のような枠組みがないために、評価項目、配点の設定において必ずしも客観性が確保されているとは言えず、裁量の入る余地があったと考えられる。 より客観的で公平な結果となるように、実施の基準（審査方法・採点方法等）についても、あらかじめ大まかな枠組みを定めておくのが望ましいと考える。なお、硬直的なマニュアルとならないように、決められた枠組みの一定の範囲内においては案件毎に適した評価項目を加筆修正できるようにすることが望ましい。（＜意見事項 57＞ プロポーザル契約に関する規程の整備について参照）</p>	<p>江東区におけるプロポーザルにおける枠組みとなるプロポーザル実施基準の制定を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見34	<p>○魚釣場の利用料金の設定について（P87） 区では魚釣場の利用料金を無料としている。公共サービスの一環とも考えられるが、利用者の状況を見ると、子供の利用者は少なく大人の利用者が多い。これは、特定の利用者が多いことも想定される。利用料金を設定することで、金銭の管理が必要となり、管理費用が生じるという点はあるものの、それを考慮した上で利用料金を設定することを検討する必要があると考えられる。また、23区内ではほとんどの区が魚釣場の運営を行っていない。今後魚釣場を維持していくべきかについても検討する必要があると考えられる。</p>	<p>魚釣場の施設は経年により老朽化しているため、今後施設の更新や廃止を含め検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見35	<p>○清掃委託会社に対する労務関係法令遵守の確認について（P88） 平成25～27年度において、清掃委託費である役務費の予算現額が増加しているのに対し、決算額はほとんど増加していない。よって、執行率は平成25年度95.9%から平成27年度83.3%へ低下している。これは、労務単価の上昇を見込んで予算を組み、予定単価を設定したが、実際の契約単価は上昇しなかったことによるものである。この状況から考えると、労務単価の上昇を見込んだ予定単価の算定が妥当であったのか検証し、次年度以降予算策定の参考にする必要がある。妥当であるならば、なぜ業者が契約単価で入札できたのか考えた場合、委託業者側で雇用している従業員に対し、法律に則った労務の整備、特に社会保険への加入などが適正になされているのか懸念される。契約時に法令遵守の確認等は行っていないとのことであり、確認を行うことが望ましいと考える。（＜意見事項 56＞ 社会保険関係等労働法令の遵守の確認について 参照）</p>	<p>設計単価については、東京都の設計単価表を基礎とし、実態に即した数量から算出している。そのため、労務単価の上昇を見込んだ設計単価の算定は妥当である。【施設保全課】</p> <p>契約時の法令遵守の確認等については行っていく。また、法律に則った労務の整備、社会保険への加入などの確認については、契約にあたっての提出資料等により確認することを検討していく。【経理課】</p> <p style="text-align: right;">【経理課】 【施設保全課】</p>
意見36	<p>○道路清掃の作業区分について（P94） 街路樹等維持管理事業では道路緑地維持管理として除草作業を行っているが、除草の対象は道路の緑地部分であり、例えばある歩道に設けられている植樹帯の除草は行うが、植樹帯以外の部分の除草は道路維持管理事業の管轄であることから歩道等除草委託として別の業者と契約されている。 また、街路樹等維持管理事業の道路緑地清掃委託の対象は道路の緑地内のごみ等の除去であり、同様に歩道の植樹帯のごみは除去するが、植樹帯以外の歩道のごみ除去は道路清掃事業の対象となっている。 同じ作業を委託しているにもかかわらず、道路を緑地部分とそれ以外で分けて契約していることは、結果として委託料や契約に係る事務手続の増加になっており、非効率的ではないだろうか。道路における緑地とそれ以外の部分という形式的区分ではなく、各事業の委託内容を実質的な面から見直し、支出の削減、事務作業の効率化を図る必要があると思われる。</p>	<p>現在、歩道においては緑地部分と舗装部分で作業を分けて発注行為を行っている。 除草作業及び道路緑地清掃において、事務作業の効率性の向上やコスト面の縮減につながるか、今後検証し、委託内容を見直し、最適な方法を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見37	<p>○作業量の著しい増加について（P96） 単価契約の競争見積合せにおいては、入札前に予定作業数量を提示し、それを前提として入札業者は入札額を算定している。単価契約は、数量が確定できない業務の場合において採用される契約方法であるが、予定作業数量をある程度予測しなければ、業者は単価を見積ることができない。しかし、実際の作業は、予定作業数量を大幅に超えており、予定作業数量の妥当性、そして予定作業数量に基づいて算定される入札単価（落札単価）の妥当性が疑われる事態となっている。 また、区により予定作業数量が算定されているが、結果として予算に合わせた作業が行われており、過剰な維持管理がなされているのではないかと懸念される。CIGビジョンのもと、街路樹や緑地の増加が計画されており、今後増々維持管理数量が増加することも踏まえ、適切な維持管理計画の作成及び実行が必要であると考えられる。</p>	<p>年間予定数量とは、過去の予算実績を踏まえて、設計数量を想定しているものである。そのため予定数量と実績数量に乖離が生じ、作業量を超えてしまう。 単価契約においては、各工種単価の見積り合せにより契約がなされているため、工種ごとに入札率が異なる。このことにより年間予定数量で積上げた総額との間に差異が大きく発生するため、落札率も大きな影響をあたえている。 作業量としては、各年度で年間予定数量の想定はしているが、想定以上に区民からの陳情・要望を受け、対応・解決が求められているため、執行率は100%に近づいている。 過去の作業実績を踏まえ、今後の維持管理計画の作成を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見38	<p>○契約方法について（P97） 現在、業者とは単価契約によっているが、立地や状態による違い、業者ごとの作業の進め方の違いなどを考えると、現状の単価契約では業者における作業への工夫によるコスト削減などが反映できないのではないかと考えられる。 また、4）契約方法に記載のとおり、道路緑地維持管理委託には100種類以上の単価が設定されている。作業完了時に、区は仕様書に基づき作業が行われているか検収を行う必要があるが、現在の細かな区分に基づき検収作業を行うことは事実上不可能である。現在は、業者が報告する実施数量を区側でチェックすることなく、当該数量を基に支払いを行っている状況であり、単価の種類が多いことによる弊害が生じている。 清掃など比較的定型的な業務については、1年間の業務量を確定することが可能であると思われる。単価契約ではなく総価契約による契約を検討する必要があると考える。現在の単価契約方式は、陳情や台風等に対して臨機応変に作業を発注できるという利点があるとのことだが、例えば、計画作業については総価で契約し、追加作業の必要があった場合は事前に取り決めた単価により行うなどの対応方法により、総価契約も可能と思われる。総価契約であれば、競争見積合せから競争入札に移行することになり、より競争性、透明性の高い契約方法を採用することが可能となるため、総価契約への移行を検討する必要があると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、道路緑地維持管理委託において、単価の種類が多いこともあり、作業完了後の検査は、書類などでの確認のみで、現地との整合性が図れていない状況である。 道路緑地維持管理委託においても、ご意見の例も含めて、効率性、コスト面で縮減につながる契約方法があるか検討していく。 道路緑地清掃において、十分に計画性の高い作業委託でもあり、作業数量の予定が立て易いことを考えると、来年度以降から総価契約で行えるか検討していく。</p>
意見39	<p>○指定管理料の管理について（P100） 夢の島区民農園の指定管理において、指定管理者の余剰金の50%を区に納付する契約となっており、このような条項を設けたことは、利用料収入の予想外の増加に対応するために非常に重要なことであり評価できるものである。 しかし、平成26年度において、駐車場使用料収入が増加したにもかかわらず、人件費の増加により余剰金がほぼ生じていない状況となっており、人件費の増加の妥当性について検証が必要であったと思われる。指定管理料算定時において、区は人件費の増加について把握しておらず、前年並みの予算により指定管理料の算定が行われている。仮に駐車場使用料収入の増加がなければ、指定管理者は赤字を覚悟の上で人件費を支払わなければならず、駐車場使用料収入の増加を見込んでのものと思われるにもかかわらず仕方のない状況である。人件費が増加した理由として、管理人について前任より能力の高い人材としたため、とのことであるが、区が能力の高い人材を要求したのでなければ、事前に承認する必要があったであろうし、事後的な報告であれば、指定管理者の責任において処理すべきであったと思われる。 また、通常、使用料収入が増加すれば、次年度における指定管理料は、前年実績も勘案し設定されるため減少するものと思われるが、27年度の指定管理料は減少していない。27年度の指定管理料算定における収支計画において、駐車場使用料収入は前年実績並みとしているが、人件費の予算も前年実績並みであり、25年度実績からは増加した金額となっているためである。使用料収入の増加は、指定管理者の経営努力によるものではなく、使用料収入が増加したにもかかわらず、指定管理料が減らない、ということは、使用料収入が増加しても区には何の恩恵もない、ということであり、収支上は指定管理ではなく委託の方が経済的ということにもなりかねない。 区は、指定管理者の支出を検証した上で余剰金を算定し、返納させることが重要であり、翌年度の指定管理料についても、収支計画を検証し決定する必要があり、今後留意が必要と思われる。</p>	<p>人件費の算定については、指定管理者と調整・検討を行い、決定していく。駐車場収入については経年の推移を検証し、指定管理者と余剰金および指定管理料について調整を行っていく。</p>
意見40	<p>○区民農園事業について（P101） 区民農園事業は利用者からの利用料金収入があるものの、支出が大きく超過している。特に夢の島区民農園は、東京都から土地を賃借して行われているため、他の農園と比較し歳出が大きくなっている。区としては指定管理者制度導入にあたり、他の農園よりも機能を拡充させたとのことであるが、パーベキュー施設等の管理費用は指定管理料に反映されているのであり、夢の島区民農園のみこのような付加価値がつけられていることに疑問を感じる。結果として、パーベキュー施設（5基）の平成27年度利用件数は44件（5月～11月のみ利用可）であり、パーベキュー施設を廃止し、農園へ転換するなどの対策が必要と考える。 また、駐車場は利用者が増え利用料収入が増加しているが、農園利用者以外の利用者が増加しているとのことであり、農園利用者以外の駐車場料金を近隣相場に合わせることも検討できるのではないかと考えられる。 さらに、夢の島区民農園の団体用応募倍率は、平成28年度において0.7倍、平成24年度から継続して申込数が区画数を下回る状況であり、団体用農園の必要性についても検討すべきである。 区民農園は合計550区画に対し、江東区の世帯数が25万5千世帯であること、及び1年ごとの募集であり1年間は利用者が限定されるということ考えると、広く区民に対して効果が届いている事業とは言い難い。現在の一定期間農園を貸出す制度だけでなく、より多くの区民に農業体験を提供できる事業にすることなどを検討していくことが望まれる。</p>	<p>パーベキュー施設、駐車料金、団体区画については、利用実績・収支状況等を踏まえた上で、その施設の必要性等を検証するとともに、改善策を検討していく。 農業体験については、指定管理者にて実施可能な事業があるか調整・検討していく。</p>

【施設保全課】

【施設保全課】

【施設保全課】

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見41	<p>OCIG民間緑化推進事業について（P105） 両講座における委託先への支出内容は、講師、スタッフの人件費が主となっている。より専門性を有した講師やスタッフによれば、単価が上がるとは思うが、同じ緑化関連講座でも人件費の単価はかなり違いがあるため、区としては一定の基準を設定することが必要ではないだろうか。 また、両委託先ともに間接経費は直接経費の一定割合で算定しているが、それぞれ比率が23%、10%となっており、比率に倍以上の差異がある。比率の根拠として、みどりのコミュニティ講座は委託先からの規定、ベランダ緑化推進はNPO法人の家賃・光熱費のうち当該業務相当額に基づき決定されたとのことであった。直接経費算定方法が統一されていないため、単純比較することはできないが、区で比率の上限を決めるなどし、間接経費比率の妥当性を検証する必要がある。 特命契約の場合、委託金額をどのように決めるかが非常に重要であり、先方の見積書を検証することなく承認することがあってはならない。事業の実施に必要な経費であるか、単価、日数、間接経費は適正か等精査しなければならず、十分な検討が必要と思われる。 次に、江東区マンション実態調査（平成27年3月江東区都市整備部住宅課）によると、区内のマンションストック数は4,279件となっている。みどりのコミュニティづくり講座及びベランダ緑化推進講座は、いずれもベランダからの緑化推進が目的であるが、27年度の参加人数は両講座合わせて193名となっており、江東区のマンションストック数を考慮すると緑化推進にどれくらいの効果があるのか、という点では疑問が残る。両講座は、開始からすでに4～5年経過しており、ここで事業目的をあらためて明確にし、事業評価する時期ではないかと考える。参加者からすれば、材料費のみの参加費や無料で受講することができ好評であろうが、参加者1人当たりの区負担額はそれぞれ、3万8千円、5万円であり、費用対効果の面からも事業の評価を行う必要がある。 評価の結果、事業をこのまま継続するのであれば、公募によるプロポーザルなどにより、より競争性、透明性が高い方法で業者を決定する必要があると思われる。契約しているNPO法人のうち1法人は区内業者ではなく、区内業者に限定する必要がないのであれば、公募によって広く募集することにより、より充実した企画の提案がなされる可能性もあると思われる。</p>	<p>両講座は先進的な取り組みとして、マンション住民及びコミュニティにおける緑化の推進やこれに関わる課題を分析することにより「江東区C I Gビジョン」に掲げる緑を育む文化を創造するものである。 講座人件費の単価の設定については、両NPO法人からの基礎資料の提出を求めるとともに、民間企業等からの事前見積り等の取得を積極的に行う事により、人件費や間接経費の算出に関わる市場の価格をよく調査する。また、各スタッフに求められる業務能力の事業に対する要求度を勘案し、事業の精査を行う。 緑化推進に対する費用対効果については、各事業の受講生・モニターのCIGの実現に関わる位置づけと人材のストックとしての活用・活動の誘導や場の提供を検討し、個人に対する費用対効果に留まらない、広域な地域に対する公益事業としての事業効果の増大を図る。同時に、参加者1人当たりの区負担額の低減を目指し、民間企業等からの事前見積り等の取得を行う事により、市場の価格をよく調査し、事業の精査を行う。 両講座について改めて、江東区CITY IN THE GREENの実現における位置づけや事業目的の整理を行い、競争に適する部分は入札の実施などを視野に入れ、人件費、間接経費の削減を図り費用対効果の高い事業を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【管理課】</p>
意見42	<p>OCIG公共緑化推進事業について（P106） 道路隙間緑化及び河川護岸という部分だけを、管理課CIG推進係のCIG公共緑化推進事業として区分する必要性があるのか検討すべきと思われる。道路隙間緑化及び河川護岸も含めた、区全体の公共緑化関連事業を効率的に実施し、費用を適切に管理するためには、事業を細分化すべきではないと思われ、緑地新植を行う部署により一体管理することが望ましいと考える。</p>	<p>区全体の公共緑化関連事業の効率的な実施に適い、費用の管理の適切さを担保するために、これまでのCIG公共緑化推進事業へ緑化予算を充当するのではなく、各緑地新植を行う部署ごとに緑化予算を充当する。緑地新植を行う部署は各緑化工事の特性により施工部署が分かれる事とはなるが、区全体のC I G推進施策の状況を一体的に把握するためにも、各実績については引き続き管理課CIG推進係が集計する。</p> <p style="text-align: right;">【管理課】</p>
意見43	<p>〇ネイチャーリーダー講座について（P108） ネイチャーリーダー制度は平成11年から行っているが、上表のとおり登録者数は横ばい状況である。平成17年以降の新規登録者は、平成24年度の1名だけで登録者ゼロの状況が続いていた。平成27年度は6名となったものの、ネイチャーリーダー講座参加者に対しては少ない。また、登録者が全員、ポケットエコスペースの維持管理に従事しているわけでもない。平成11年度から実施されている事業であるが、講座を開催することの効果が期待できるとは言えない状況であり、改善が必要である。 区は、ポケットエコスペースの設置を増加させる計画であり、今後もボランティアの力を借りて維持管理を行っていくことが重要と思われる。温暖化対策課（エコっくる江東）において、エコリーダー養成講座が実施されており、類似した講座であるならば事業の統合を検討し、ボランティア人材の発掘、育成を図っていく必要がある。</p>	<p>ネイチャーリーダー講座については、ボランティア人材の発掘、育成を目的に委託先団体と協議を行い、効果が出せるよう検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見44	<p>〇民間緑化活動推進事業について（P109） 緑化関連の基本施策「施策2 身近な緑の育成」のもと、区民の緑化推進やボランティア育成推進という趣旨で行われている事業について、異なる部署のもと、異なる事業で行われているため、区全体としての事業内容、支出、効果を把握しづらい状況にあると言える。事業内容を検証し、必要に応じて他の事業を合体等することで、事業評価を適切に行うことができる体制に整理することが必要であると考えます。</p>	<p>区民の緑化推進は全体計画および民有地の緑化の推進として「施策2 身近な緑の育成」で、ボランティア育成推進は維持管理を含めた公共地の緑化の推進として「施策1 水辺と緑のネットワークづくり」において取り組まれているものである。それぞれに別々の趣旨をもって、緑化推進については管理課、ボランティア育成については施設保全課で事業を実施している。区全体としての事業効果については、双方で調整会議等により情報共有を図っている。今後も引き続き情報交換を密に行う中で、より事業評価を適切に行うことが出来るよう検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【管理課】 【施設保全課】</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見45	<p>○住民参加型の維持管理活動の推進について（P110） 区はC I Gの実現に向けて、街路樹等を増加させているが、緑化の効果が十分に発揮されるためには適切な維持管理が必要となり、それは継続的かつ長期にわたるため、より効率的な管理が必要となる。また、緑化の推進と保全には住民の理解が不可欠であり、具体的な活動に参加することで住民の緑への関心を高める可能性がある。</p> <p>そこで、樹木の剪定など専門的な管理は別として、緑地のゴミ拾いなどの清掃、草取り、落ち葉の掃除など地域住民主体でも実施可能な作業については、住民参加型の維持管理方法ができないか検討することも必要ではないだろうか。</p> <p>みどりのまちなみづくり事業では、自治会・町会等が主体となって一定の補助を得て緑地清掃を行っているが、補助金の対象であるため書類の提出が必要となり、自治会や町会の活動があまり活発ではない地域では実施するのが難しいと思われる。</p> <p>例えば、江戸川区では「緑のボランティア大募集」として緑地清掃のボランティアを募集しているが、これは一人でもグループでもできるとされており、補助金の支給はないが、緑のバンダナなどを配布して呼びかけを行っている。</p> <p>また、現在、区では環境保全課により「江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）」という事業が実施されている。これは、区民等で組織された団体が、区道、区立公園等の一定の区域を養子に見立て、里親が我が子を想うような愛情を持って同一の場所を定期的に清掃する、というボランティア活動であり、参加者にはビブス・帽子・腕章・火ばさみの貸与、専用ゴミ袋の提供、ボランティア保険の加入等を支援している。活動頻度は週1回～年数回と、参加者の都合により選択でき、参加団体は129団体（平成28年12月現在の江東区ホームページより）であり、企業、学校、個人、団体など幅広い。</p> <p>江東区アダプトプログラムはまち美化ということで、清掃主体であるが、これに草取り、落ち葉拾いなどの緑化維持関連の活動を盛り込むなどして、事業別に分けることなく、より幅広い区の美化活動ができないか検討する必要があると考える。</p>	<p>補助金の支給を要しない、住民参加型の緑化維持管理の方法については、コミュニティガーデン活動の一環として、地域住民が公園全体の維持管理活動を実施している事例がある。現在展開している事業内容を確認・検証しつつ検討していく。【施設保全課】</p> <p>「江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）」の趣旨には、住民や事業者による清掃活動を区が支援することで、まちの美化を推進するだけでなく、まちの美化へのマナー意識を醸成し、吸い殻や空き缶などのポイ捨てのない地域社会を形成することも含まれている。</p> <p>このため、本活動と、草取りや落ち葉拾いなどにより住民の緑への関心を高めることで、住民参加型の緑化の推進と保全を図る緑化維持関連の活動とは、趣旨が合わないと考える。</p> <p>まずは、「江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）」の参加団体に緑地清掃助成制度を周知するなど、当該制度の活用への促進に向けた方法を施設保全課とともに考えていく。【環境保全課】</p>
意見46	<p>○不点検のための夜間巡回作業について（P114） 街路灯の不点は区民からの情報提供が期待できるため、街路灯の管理番号ともに不点の場合の連絡先を明記し、区民からの情報提供を行いやすくすることでパトロールをなくす、あるいは回数を少なくすることが可能であると考える。また、管理上定期的な夜間巡回作業が必要ということであれば、外部委託にすることも検討する必要がある。</p>	<p>街路灯の不点について、幅員の狭い道路で自宅前が暗くなる等の影響がある場合には区民からの連絡が入ることが多いが、幅員の広い道路や集合住宅付近などの場所、自宅前ではない場所については不点であっても気づかない、あるいは気づいても連絡しないという傾向がある。</p> <p>街路灯の設置目的は交通事故防止や犯罪抑止であり、通行者の安全をムラなく確保するためにも区民の連絡のみでなく、定期的な巡回点検が必要と考える。</p> <p>また、外部委託に関しては東京都積算基準に基づき費用を比較した結果、現時点では委託より職員にて調査したほうが安くなっている。</p> <p>なお、不点調査中に応急処置が必要な場合もあり、電気についての専門知識が必要であると共に安全対策等が必要である為、現時点では職員で実施しなければならないと考えているが、今後の職員体制も踏まえ、より効率的かつ効果的な点検手法について研究していく。</p>
意見47	<p>○電球交換作業員の効率的配置について（P114） 現在、電球交換作業の体制は、作業員2名＋運転手1名が基本となっているが、上記のとおり作業員1名＋運転手1名にて実施している場合もあることから、常に作業員1名と運転手1名の体制にし、現状のような電球交換に特化した職員を配置するのではなく、道路関連の他の作業との組み合わせにより、人員の効率的な配置ができないか検討する余地はあると考える。</p> <p>また、電球交換作業は天候により実施できないことを考えると、電球交換のための運転手を常時委託するのではなく、電球交換作業全体として外部に委託することも検討できると思われる。その場合、電球交換作業という細分化された作業だけではなく、街路灯の点検や補修など照明灯関連の他の業務を組み合わせることで、より効果的な委託業務になるようにすることが必要である。</p>	<p>電球交換作業は一人で行うことが可能な作業もあるが、分電盤操作と連携した作業や、作業車上と地上の資材の受け渡し等、二人で行うことが必要な作業がある。一名が休暇の場合には一人で行える作業を実施している。</p> <p>電球交換作業は労働安全衛生法に定められた高所作業であること、また電気を扱う作業であることから、担当する職員には高所作業車運転特別教育を修了する必要があるほか、電気についての知識を習得するなど、安全対策及びある程度の専門的知識が必要である。この点から道路関連の他の作業員がその都度電球交換等作業に加わることは安全上で問題がある。</p> <p>なお、東京都積算基準に基づき電球交換作業のみの費用を比較した結果、直営よりも委託の方が費用が安くなるが、迅速性や緊急の安全対策が必要な街路樹の剪定等、他業務の使用にも必要な為、現時点では現在の直営態勢を維持しつつも、今後、より効率的・効果的な手法について研究していく必要がある。</p>
意見48	<p>○電球等の貯蔵品管理について（P115） 電球等の貯蔵品は、毎月在庫残高を確認しているが、入出庫記録がないため貯蔵品の使用頻度、滞留状況、また目的外の持ち出しが把握できず、結論として在庫管理は為されていない状況である。貯蔵品として電球等を保有する必要があるならば、残高のみだけではなく、入出庫を記録し適正な数量を維持する仕組みが必要であると考える。</p> <p>今後、省エネ化の推進により、必要な電球の種類、数量も変化していくことが予想され、入出庫を記録し、適正在庫を維持することにより、購入量の適正化につながるものと考えている。</p>	<p>街路灯に使用する電球は、他に利用方法がほとんどないことから目的外の持ち出しは考えにくく、使用頻度や滞留状況も定期的な在庫確認で把握できると考えているが、今後出入庫記録の作成を検討する。</p>

平成28年度包括外部監査結果報告・措置概要

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見49	<p>○防犯灯助成手続きについて（P116） 防犯灯設置助成額は、大規模工事を対象としている都の積算基準によっており、実際の自治会の小規模工事は単価が割高になり、区の助成額より実際の工事額が高くなると想定している。 港区では「補助金の額は、別に定める工種別単価表の単価を上限として、工種別単価に工種数量を乗じて得た額と当該工事に要する実工事額のいずれか小さい額とする」（港区防犯灯設置及び撤去の補助に関する要綱）としており、実工事額を上限とすることが必要であるとともに、申請書には支出団体、支出額を証明する領収書等の添付が必要と考える。 また、維持助成については、防犯灯の実地調査が2年に1度であることから、実地調査に代わり稼働状況を確認する手段としても、申請書への請求書等の添付を検討する必要があると考える。さらに、実地調査については、外部業者に委託することも検討可能ではないかと思われる。</p>	<p>防犯灯設置助成については、施工完了後、職員による現場確認及び工事写真の確認を行った後に支出を行っているため、現場未施工での助成金支出はない。今後、実工事費の領収書等の添付については、他区の状況等調査の上、検討していく。 町会・自治会で管理している防犯灯の電気料金は、1基ごとに支払をしている場合と複数をもとめて支払をしている場合がある。また、助成対象外の防犯灯や他の機器とのまとめ払いをしている場合もあるため、請求書等から補助している数の稼働状況を確認するのは困難である。よって申請書への請求書等の添付は行わない。 今後は管理台帳をデータ化することにより、効率的なチェックが出来るように整備していく。また、実地調査の外部委託は、経費が上がるうえに職員の作業の軽減にならないことが予想されるために、導入は行わない。</p>
意見50	<p>○防犯灯管理台帳について（P117） 防犯灯の管理台帳は、助成団体がある区域ごとの地図上に、平成16年～17年の現地調査における防犯灯の位置を手書きで記したものが基本となっており、それ以降、2年に1度の区職員による稼働確認により手書きで稼働の有無を更新している。 稼働していない防犯灯番号のメモなど余白に記載しているが、記録として見やすいものではなく、現地確認の日付はあるものの、担当者名などは記載されていない。 平成27年度の防犯灯基数は、4,499基と決して少ない台数ではないことを考えると、現在の手書台帳での管理ではなく、データ化しかつ定期的なチェックが効率的に実施できる台帳を整備することが望まれる。</p>	<p>防犯灯の管理台帳については、今後データ化して管理していく。</p>
指摘1	<p>○予定価格公表要綱の改定の未実施について（P120） 予定価格の公表基準について、基準変更時に予定価格公表要綱の改定を行わなかったため、当該要綱の規定と現状とが異なっている。また、要綱の改定には区長の決裁が必要であるが、要綱の改定を行っていないため、助役（現副区長）までの承認によって基準の変更が行われ、稟議書にはどのような趣旨において変更するのかについての記載もなかった。重要な基準の変更であるにもかかわらず、要綱の改定が行われず、適切な承認がなされていないのは問題であり、今後十分な注意が必要である。</p>	<p>予定価格公表要綱の改正を実施した。今後、契約制度の改正にあたっては、十分に注意していく。</p>
意見51	<p>○予定価格の事前公表について（P121） 予定価格の事前公表に関しては、予定価格が目安となって競争が阻害されること、落札価格が高止まりとなること、建設業者の見積もり努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があるなどの弊害があるとの指摘がある一方、予定価格を探ろうとする不正な行為の防止につながるメリットもあるとの指摘もある。 区では、どのような方針のもとで予定価格3千万円以上の入札につき、予定価格を事前公表としているのかについて、検討した資料は残っていないとのことであった。前述のとおり、予定価格の事前公表の是非については議論のあるところであり、事前公表、事後公表のどちらかが正しいという性質のものではないため、予定価格の公表をどの時点で行うかについては、各自治体が、その目的、メリット及び弊害・その対応策等を十分に検討の上、各自治体の状況に応じて自ら決定すべきものである。 よって、予定価格3千万円以上を事前公表するのであれば、江東区の入札状況や契約系の体制等考慮した上で、なぜ事前公表とするのか、事前公表による影響の有無、事前公表による弊害への対応など、十分に検討したものであるべきであり、区としての方針を明確にすることが重要であると考え。 また、予定価格を事前公表する場合、適正化指針において、予定価格を事前公表することによる弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な措置をとることが求められているため、その前提として予定価格の事前公表による弊害が生じていないかモニタリングする仕組み（例えば、応札者数、落札率などの統計資料の収集と定期的な分析など）を作ることも必要と考える（＜意見事項 52＞ モニタリングの必要性について 参照）。</p>	<p>予定価格の公表方法については適切に行っていると認識しているところであるが、事前公表による影響等を考慮するとともに、モニタリングの精度を高め、予定価格の公表方法について検討していく。</p>

【施設保全課】

【施設保全課】

【経理課】

【経理課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見52	<p>○モニタリングの必要性について（P125） 1者入札については、入札率が極めて高く落札されたとしても、その時点で問題があると判断されるものではない。しかし、その状況が継続しているとすれば、詳細を把握し調査する必要がある。契約事務においては、様々な視点から分析し異常がないか調査を行うモニタリング機能が非常に重要であり、異常が検出された際には、その対応を考えなければならない。橋梁工事において、1者入札で高落札率が継続している状況について、もっと前の段階で詳細な調査が行われ議論されるべきであり、その上で対応を検討する必要があると思われる。</p> <p>江東区では、予定価格3千万円以上の工事の入札においては、予定価格を事前公表しており、予定価格の事前公表が予定価格と同額の入札につながっているとすれば、事前公表の適否についても検討が必要と思われる（＜意見事項 51＞ 予定価格の事前公表について 参照）。</p> <p>このような検討を行うには、入札結果のモニタリングが必要であり、単年度の分析のみではなく、同一種類の契約については複数年度を比較するなど、異常の有無を把握していく必要がある。</p> <p>なお、江東区において入札監視委員会等の第三者機関は設置されていないが、入札、契約の過程等について審査する第三者機関の設置を検討することも必要と思われる（＜意見事項 60＞ 適正化指針の適用について 参照）。</p>	<p>橋梁工事においては、江東区の公共工事への参加意欲の高い事業者が少なく、これは他区においても同じ状況が見受けられる。こうした状況下において橋梁工事の緊急性を考慮したうえでの結果であり、現状ではやむを得ないものと判断している。しかし、こうした状況が必ずしも好ましい状況とはいえないことも認識しており、今後とも対応等について検討していく。</p>
意見53	<p>○参加資格の設定、確認について（P126） 制限付一般競争入札において、参加資格制限をどのように設定するかが重要であるが、資格審査委員会が機能しておらず、また、制限付一般競争入札実施要綱において定められた参加資格条件を満たしているかどうかの確認がなされていなかった。資格制限を明確にし、例外事項については資格審査委員会において検討するなど、見直しが必要と思われ、決められた資格条件については、確認を行い、結果を書面で残す必要があると思われる。</p>	<p>参加資格制限の設定及び確認について資格審査委員会での検討など、必要な措置を検討していく。</p>
指摘2	<p>○入札参加者指名基準に準拠しない指名について（P128） 入札参加者指名基準において規定されている指名方法によらない案件が散見された。特別な事情がある場合には認められている指名方法ではあるが、特別な事情の分かるものはなかった。指名にあたり、これまでの実績等を勘案した結果ではあるが、指名が恣意的に行われたいためには、規程に沿った運用がなされることが重要である。</p> <p>また、入札参加者指名基準に規定されている、発注工事についての指名業者の適格性についての調査が行われたことわかる書面が残されておらず、調査の実施、その結果を受けての適格性の判定について、適正に行われたのか判断することができなかった。業者の指名については透明性を確保することが非常に重要であり、決められた基準を満たしているか否かについて調査を行い、書面として残しておく必要がある。</p>	<p>入札参加指名基準は現状に則した改正が必要であるが、制定当初のまま改正が行われていなかった。現状の入札状況等を踏まえた基準に改めるとともに、指名が適正に行われていることの書面について検討していく。</p>
意見54	<p>○入札等に関する規程の整備の必要性について（P128） 契約事務は、透明性を確保することが重要であり、規程を整備しそれに則って事務を行うことが必要と思われる。監査の過程での契約事務に関するヒアリングにおいて、どこに規定されているのか、というものに対し、規程は無い、という回答が多く、規程の整備が必要であると思われる。これを機に、現在の規程の見直しとともに、契約に関する規程の充実がなされることが望ましいと考える。</p>	<p>契約事務の透明性を高めていくため、必要な規程の整備に努めていく。</p>

【経理課】

【経理課】

【経理課】

【経理課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見55	<p>○単価契約について（P129） 単価契約は、数量が確定できない業務について行われる契約形態であり、ある程度予定実施数量と実際の実施数量に誤差が生まれることは仕方のないことである。しかし、予定実施数量を大幅に超えて実施され、予算の執行率が100%に近いものとなっており、実際の実施数量が妥当であるのか、検証が必要な状況である。特に、清掃など比較的定型的な業務については、予算消化の疑義を持たれても仕方のない状況と思われる。 予定実施数量よりも実際実施数量が多くなることについて、担当者からは、陳情による対応も多く、そもそも予定実施数量では足りないため、予算まで使用することを容認する意見も聞かれたが、予算の妥当性を含め、検証が必要と考える。維持管理については、適正数量を定めるのが難しい契約もあると思われるが、今後、特に街路樹、公園の維持管理面積等は増加が予想され、維持管理の頻度等どの程度が適正かを見極める必要がある。また、陳情対応についても、毎年度予算のどの程度が使用されているのか分析を行い、合理的に予定実施数量を算定する必要があると思われる。 清掃などの比較的定型的な業務については、ある程度年間の実施数量が予測可能と思われ、単価契約から総価契約に移行することを検討する必要があることは、各項の意見事項において述べたところである。 現在の単価契約において、総価契約に移行することは可能か、単価契約のまま継続するならば、予定実施数量をどのように設定するかを検討し、実際の実施数量が大幅に予定実施数量を超過する場合は、その内容を検証し次年度の予算策定に活かすなど、見直しを行うことが必要と思われる。 また、単価契約は競争見積合せによって契約業者を決定しているが、予定単価より契約単価が大幅に低い状況にも問題があると思われ、予定単価が妥当だったのかについても、検証し、次年度の算定に活かしていく必要がある。競争見積合せには、最低制限価格制度が適用されていないため、予定単価よりも大幅に低い価格での契約が可能となっている。競争見積合せにおいて不当に契約単価が低く設定されないよう、入札額である推定総価（入札単価×発注予定数量の合計）が最低制限価格を上回った業者の中で最も低い入札額の業者と単価交渉を行うなど、契約方法を検討する必要があると思われる。</p>	<p>単価契約から総価契約への移行、予定数量の設定方法及び競争見積合せにおける契約方法について検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見56	<p>○社会保険関係等労働法令の遵守の確認について（P130） 現在、契約業者が社会保険関係等労働法令を遵守しているかについての確認を行うことはしていない。工事契約における資格申請の際には、社会保険等の加入が必須となったが、区は、法令を遵守している業者と契約する必要があり、契約時において確認を行う必要があると思われる。 特に単価契約における競争見積合せでは、最低制限価格制度が適用されていないため、入札単価を低く設定し入札することが可能である。区として委託する業者は、単に入札金額が低いということだけでなく、労務関係の法令を遵守している業者である必要があり、確認を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>契約をする際に提出書類等により確認することを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見57	<p>○プロポーザル契約に関する規程の整備について（P131） 現在、プロポーザル契約に関する規程はなく、その適用、選定方法等については、所管課において判断がなされている。また、選定委員会の選考委員に区職員以外の有識者を含めるか、についても明確な基準がないため、区職員のみ構成となっている。 プロポーザル契約においては、所管課において、契約したいと思う業者があった場合、選考基準の設定の仕方によっては、当該業者を選定することが可能であり、選考委員が区職員のみであれば、根回しが可能である場合も考えられる。よって、プロポーザル契約に関する規程を整備し、その対象、選考基準、選定委員会の構成、結果の公表等について明確にし、運用していく必要があると考える。</p>	<p>江東区におけるプロポーザルにおける枠組みとなるプロポーザル実施基準の制定を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見58	<p>○適正化法、適正化法施行令に基づく情報の公表について（P135） 適正化法、適正化法施行令に基づく情報の公表のうち、「指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由」、「当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由」、及び「随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由」に関して、必ずしも十分な情報の公表がなされているとは言い切れない状況にある。 適正化法施行令第7条により公表が求められる事項の開示は、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の向上・公平性の確保に資するものであり、同条に照らして十分な情報開示となっているか疑義が生じないように、公表内容を追加するなど公表する情報の充実を検討されたい。</p>	<p>契約内容の透明性の向上を図るため、公表内容の追加について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
指摘3	<p>○閲覧に供する方法の告示について（P136） 区は、適正化法に基づく情報の公表について、「公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法」により行っており、閲覧に供する方法を告示することが適正化法施行令において求められている。閲覧に供する方法の告示については、江東区告示式に則り門前掲示場に掲示する必要があるが、当該告示を行った形跡を確認することはできなかった。したがって、適正化法に基づく情報の公表に関し、閲覧に供する方法を速やかに告示する必要がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、告示を行ったが、今後とも適正化法の趣旨に則った対応に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見59	<p>〇入札金額の内訳書の充実について（P137） 入札金額の内訳書は、ダンピング受注の防止や談合等の不正行為を排除する観点から建設業者に提出を求めるものであり、一律に簡易な様式の提出を求めるのではなく、ダンピング受注や談合等の不正行為のリスクによって、より詳細な内訳書の提出を求めるなどの対応が望まれる。特に、予定価格の事前公表を行う場合には、詳細な内訳書の提出を求め、その内容をチェックすることで、予定価格の事前公表による弊害（建設業者の見積もり努力を損なわせる）防止にも資すると考えられる。 参考ではあるが、東京都は、入札時に工種ごとの数量や単価などを示した概略の内訳書を、すべての参加者に提出してもらい、開札後、落札予定者となった業者には詳細な内訳書の提出を求め、内訳が適切であれば正式に落札者とし、不適切なところがあれば1度は見直しを求め、改善がなければ落札者として認めない、という対応を行っている。予定価格を公表する案件に関しては、現在の簡易な様式より詳細な内訳書の提出を求めるよう検討されたい。</p>	<p>予定価格の事前公表、事後公表のあり方を踏まえ、内訳書の提出方法等について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
指摘4	<p>〇施工体制台帳の不備について（P137） 道路課、河川公園課、施設保全課の3課に施工体制台帳の保管状況について確認したところ、平成27年度の工事単価契約7件（東部地区道路維持工事（単価契約）、西部地区道路維持工事（単価契約）、臨海部地区道路維持工事（単価契約）、東部地区交通安全施設工事（単価契約）、西部地区交通安全施設工事（単価契約）、臨海部地区交通安全施設工事（単価契約）、道路緑地維持工事（単価契約））について、施工体制台帳の保管漏れがあることが判明した。 土木部では、管理課事業推進担当の主導で、土木部工事施行規程等見直し委員会を開催しているが、本件に関しては、改正に伴う施工体制台帳の取扱等について十分に情報共有がなされなかったことが原因と考えられる。したがって、今後は、法令の改正内容に関する部内の共通情報については、確実に共有されるように徹底し、法令に違反することのないよう改善することが必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、平成27年度において、施工体制台帳の保管はなかった。 土木部工事施工規定等見直し委員会から情報提供はあったものの、各部署での対応に一任されていた。 今後は、法令の改正内容があった場合には、確実に係内での情報を共有されるように徹底し、法令に違反することのないよう改善していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見60	<p>〇適正化指針の適用について（P138） 適正化指針の適用は、努力義務であり地方公共団体の自主性に任されているが、江東区における契約事務において、公正な競争が確保され、その透明性を高めるために必要な措置と思われる事項については、積極的に適用することが求められる。 予定価格に関する意見事項においても記載したが、予定価格の公表一つをとっても、その方法は地方公共団体によって様々であり、正解があるわけではない。よって、各団体においてより公正で透明性の高い方策を構築していく必要があり、江東区においてもどのような措置が必要であるか判断していかなければならない。 江東区において未設置となっている入札監視委員会等の第三者機関については、設置を検討する必要があると思われるが、設置はしたものの十分な資料が提示されず、活発な議論がなされない形式的なものであれば意味はない。入札、契約の過程等の透明性を確保するためには、どのような方法で第三者の意見を反映するのがいいのか、検討しなければならない。 監査の過程において、契約事務に係る様々な指摘、意見事項が検出されており、今後、江東区の入札、契約事務をより公正で透明性の高いものとするため、どのように入札、契約制度を構築していくかについて、適正化指針等を参考に検討していく必要があると考える。</p>	<p>適正化法の趣旨に則り、透明性の高い入札、契約制度の構築について、引き続き検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見61	<p>〇金庫の保管内容の整理について（P141） 金庫内保管物に関して、必要なものが保管されているかどうかを適切に管理するためには、その前提として、何が金庫に保管されているのか棚卸し、一覧表を作成することが重要である。一覧表を作成することで初めて、必要なものが保管されているか、不要なものが保管されていないかが可視化され、容易に一覧できるようになる。 他の事業所等との比較、整理整頓、紛失の把握、引継等、事務管理も効率化されると考えるため、検討が望まれる。</p>	<p>公金等の保管については、会計事務規則第147条に善良な管理者の注意を怠ってはならない旨、規定しており、保管責任について注意喚起と周知徹底を図っていく。【会計管理室】</p> <p>監査での指摘を受け、保管物一覧表作成を含む金庫管理にかかる内部統制の徹底について各部に通知した。また、江東区会計事務規則第132条の規定に基づく、平成29年度自己検査の重点項目として、各部(局・室・所)あて通知する。【総務課】</p> <p>今後は、金庫内保管物一覧表を作成することで保管物の可視化を図り、併せて一定頻度で棚卸し・確認を行ない適切な保管に努める。【河川公園課・施設保全課】</p> <p style="text-align: right;">【総務課】 【河川公園課】 【施設保全課】 【会計管理室】</p>
意見62	<p>〇内部牽制の強化と管理方法の文書化について（P142） 内部牽制機能をより確実にするためには、職務分掌を行うことが重要であり、会計事務規則に加え、職務分掌を含む実務上の手続を定めて、管理方法を文書化することが有用であると考えられる。また、併せて、確認資料にも、担当者、承認者等を明記し、照合を行ったことを証跡として残すことが望ましく、改善が望まれる。</p>	<p>各事業所の保管現金は主に事業タクシー代等の前渡金であり、会計事務規則及び金銭会計事務手引き等のマニュアルに基き執行及び管理され、明確な権限と決裁上の規準が確立しており、今後も清算時等に一定頻度で実際現金と現金出納帳の照合確認を行ない、適正な事務処理に務める。郵便切手等の換金性のある証券についても同様とする。管理方法の文書化及び照合の証跡については、全庁的な対応が必要と思われるので、リスク管理の観点から会計管理者と協議検討していく。【管理課】</p> <p>公金の保管・管理をする際に担当者や承認者が照合したことを確認できる様式を作成し、所属での活用を促していく。【会計管理室】</p> <p style="text-align: right;">【管理課】 【会計管理室】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘5	<p>○固定資産実査の実施状況について（P142） 物品管理規則において、固定資産実査の実施範囲に関して、特段の明示はないが、毎年度3月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品とを照合し、数値その他の内容に誤りがないことを確認するためには、全件実査を行うことが必要であると考えます。 しかしながら、監査対象部署に質問を行ったところ、管理課を除き、毎年度3月末現在における全ての供用備品について実査を行っていませんでした。 現在の固定資産実査方法は、物品管理規則に沿っていないと考えられ、実査の結果、所在不明の備品や台帳に記載のない備品が検出されており、今回実査した以外にも、備品の実在性が確認できない等の問題が生じている状況です。定期的に現物との照合を行い、所在が不明な備品がないか確認するとともに、使用不可能な備品について処分する必要があると考えます。</p>	<p>物品管理規則を遵守すると共に、毎年度末には供用及び管理状況等について、台帳と現物との照合・点検を行なう。【道路課・河川公園課】</p> <p>備品の照合作業を確実に全数確認を行う。不要な備品や所在不明な備品は登録を削除するなど台帳整理を行う。その上で定期的に現物と照合を行い、物品管理規則に基づいた管理体制を構築していく。【施設保全課】</p> <p style="text-align: right;">【道路課】 【河川公園課】 【施設保全課】</p>
意見63	<p>○備品の管理について（P144） 備品について、適切に管理シールが貼付されていないもの、備品の移動が備品台帳一覧表の設置場所欄に反映されていないものが散見された。備品台帳と現物資産の照合を確実にし、効率的な管理を行うことができるよう、固定資産実査の実施とともに、漏れなく正しい管理シールを貼付し、現物の移動を行った際には、備品台帳を変更することが必要である。 また、備品管理シールの取得年月日に関して、備品台帳と相違するものが散見された。この原因について確認したところ、これらの管理シールは、財務会計システムにより土木部の各課において印刷したものであるが、平成25年及び27年の組織改正時に新たに印刷し貼付すべきところを、この事務処理を怠ったため、台帳と異なるものとなっていた。 この点、備品番号が一致している限りにおいては、備品の実在性の確認を行ううえで重要な支障はないと考えますが、備品管理シールに取得年月日を表示する以上、正しい情報が記載される必要があり、適切な情報の管理シールを出力し貼付することが望まれる。</p>	<p>年に一回供用備品の動作確認および在庫確認を実施し、台帳と照合する。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>